

楽曲制作の業務委託に関する契約書

制作を依頼する側の法人名または個人名 (以下「甲」という。)と、制作する側 (作詞・作曲者) の法人名または個人名 (以下「乙」という。)とは、以下の各条項を内容として契約を締結した。

第1条 (契約の目的)

1 甲は、乙に対して「制作業務」を委託し、乙がこれを受託する。以下に示す「委託業務」は、乙が甲に対して「制作業務」を実施するものとする。乙が甲に対して「制作業務」を実施する際は、乙が甲に対して「制作業務」を実施する内容について、甲の同意を得なければならない。

委託業務の内容	楽曲の制作
制作を行う楽曲数	曲
制作期間	年 月 日 ~ 年 月 日
納品方法	
納品期限	年 月 日
業務委託料	金 円 (税別)
支払期限	年 月 日

2 乙は、委託業務の実施においては善良なる管理者の注意義務を負うものとし、作曲家としての技量に即して最善を尽くす義務を負う。

3 甲は、前項規定の業務委託料を、前項記載の支払期限までに、乙が発行する請求書に基づき、乙が指定する金融機関口座に振り込む方法をもって支払う。なお、振込手数料は甲が負担する。

4 甲は、乙による委託業務の実施において、甲の顧客及び第三者との間でトラブル等が発生した場合、自らの責任と負担において解決を図るものとし、また、甲に損害が発生した場合であっても、それが乙に帰すべき事由に基づくものでない限り、乙に賠償義務のないことを確認する。

第2条 (成果物の権利関係)

1 予め想定されていたか否かを問わず、乙が委託業務を行う中で成果物が発生した場合には、乙は甲の指示に沿って甲に引渡す。

2 楽曲をはじめとする成果物に関する著作権をはじめとした知的財産権 (特許権、実用新案権、意匠権、商標権、これらの権利を取得し又は登録等を出願する権利、その他のノウハウ及び技術情報等を含む。著作権については著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。以下本契約において同じ。)は、予め甲乙間で特段の合意がない限り、成果物の引き渡しと同時に乙から甲に移転する。また、乙は、成果物その他委託業務の過程で作成された著作物について、著作人格権を甲に対して一切行使しない。

第3条 (交通費の負担)

乙は、原則として委託業務に関連して発生した交通費及び調査・研究用の資料代の精算を求めることができる。

第4条 (契約の解除)

1 甲及び乙は、この契約を(1)強制執行、税金滞納処分を受けた時、又は(2)破産更生、会社更生、解散 (但し、債権者の利益を害するものを除く)、清算、廃止、合併、買収、譲渡、再組織その他の事由により事業の全部若しくは大部分が終了したとき、(3)主務官庁の指導を受けたとき、(4)前記の事由を除くが、その他(5)重大な事由が生じた場合において、この条項の定めにかかわらず、甲乙間で事前通知を要しない限り、いつでも契約を解除することができる。

2 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は相手方が暴力団等いわゆる反社会的勢力と関係有することが明らかになった場合には、直ちに本契約を解除ことができ、また相手方は解除と同時に一切の期限の利益及び損害賠償請求権を失うものとする。

第5条 (債権譲渡及び第三者委託の原則禁止)

1 甲は、乙の書面による承諾なしに、本契約に基づく債権を第三者に譲渡してはならない。

2 乙は、甲の事前の承諾なしに、委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

第6条 (損害賠償)

1 乙は、別段の定めがある他、本契約に関連して甲に損害を与えた場合には、相当因果関係の認められる範囲において損害を賠償する義務を負う。

なお、乙が賠償すべき損害の金額は、第1条第1項規定の業務委託料を限度とする。

2 前項に関連して甲に損害を与え、甲が賠償すべき損害の金額は、第1条第1項規定の業務委託料を限度とする。乙は、不可抗力により本契約の義務を履行できない場合は、免責される。

第7条 (秘密事項)

1 甲及び乙は、本契約の内容及び取引上相手方から知り得た情報 (以下「秘密情報」という。)を、相手方の事前の書面による承諾なしに外部に漏洩又は本契約の目的以外に利用してはならない。但し、(1)相手方から提供又は開示がなされたとき、すでに公知となっていた、又は自己において知り得ていたもの、(2)相手方から提供又は開示がなされた後、自己の責に帰せざる事由により公知となったもの、(3)提供又は開示の権限を有する者から提供又は開示がなされたもの、(4)相手方から秘密保持義務を負わされることとなつたもの、(5)本条の秘密情報として開示されたものは、本条が適用されない限り、相手方から秘密保持義務を負うこととなる。但し、(1)相手方から提供又は開示がなされたもの、(2)相手方から提供又は開示がなされたもの、(3)相手方から提供又は開示がなされたもの、(4)相手方から提供又は開示がなされたもの、(5)本条の秘密情報として開示されたものは、本条が適用されない限り、相手方から秘密保持義務を負うこととなる。但し、(1)相手方から提供又は開示がなされたとき、すでに公知となっていた、又は自己において知り得ていたもの、(2)相手方から提供又は開示がなされた後、自己の責に帰せざる事由により公知となったもの、(3)提供又は開示の権限を有する者から提供又は開示がなされたもの、(4)相手方から秘密保持義務を負わされることとなつたもの、(5)本条の秘密情報として開示されたものは、本条が適用されない限り、相手方から秘密保持義務を負うこととなる。

3 甲及び乙は、本契約が終了した場合に相手方から請求があった場合には、直ちに本条第1項に定める秘密情報が記載又は含まれた書面その他の記録媒体 (複製物を含む) を返還又は廃棄する義務を負う。

第8条 (個人情報の取扱い)

甲及び乙は、本契約に基づき相手方から提供を受けた個人情報 (個人情報の保護に関する法律第2条第1項により定義される個人情報という。)は関係法令に従い適法・適正に管理しなければならない。また、相手方から漏洩防止等を目的に管理方法は是正を求められた場合には、直ちにこれに対応しなければならない。

第9条 (終止事項)

本契約終了後、第1条第3項の内の決済方法について、第2条及び第5条から第10条までの効力は残存する。

第10条 (争い)

本契約に関連して紛争が生じた場合には、その新額に応じて乙所在地若しくは甲所在地の地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条 (特約事項)

本契約締結に際して、前条までの内容と異なる合意がある場合は下記の通りとし、下記の内容が優先されるものとする。

--

以上

以上の合意を証するため、甲及び乙は本契約書を1通作成し、記名押印の上、甲が原本を、乙が写しを各々保有する。

本契約書の取り消しに際して発生する印紙税等の負担は、甲が負担する。

甲)

乙)

Sample Sample Sample Sample

Sample Sample Sample Sample

Sample Sample Sample Sample

Sample Sample Sample Sample